

イノシシ出没！ 注意！！

(平成24年12月27日 発行)

最近、イノシシが太平山南山麓（西山田～下皆川地区）の人家周辺に出没しています。

野生のイノシシはおとなしい動物とされていますが、時には人を襲った例もありますので、十分に注意してください。

本紙では、イノシシの生態を踏まえた被害対策を進めるための基本事項をお知らせします。



12月に注意喚起をするためのぼり旗を設置しました。

《イノシシの対策について》

個人で行っていただきたいこと

1. イノシシの餌になるものを放置しないでください。
2. イノシシの隠れ家や通り道となる田畑や空き地の雑草を刈ってください。
3. イノシシに入られないよう柵などで田や畑、樹園地を囲ってください。



一般的には、目隠しの効果のあるトタン板で囲うか電気柵の併用が現在最も有効な防止策とされています。電気柵等の設置については市の補助制度もありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

地域で行っていただきたいこと

西山田・下皆川地区のイノシシによる山林、田畑、樹園地等への被害を防ぐためには、イノシシが近寄らない環境づくりに努めていただくことが基本です。

ヤブの刈払いやゴミの適切な処理など、地域全体でできることから行ってください。

市が行うこと

1. 西山田・下皆川地区に注意喚起のお知らせを配布。
2. イノシシ出没注意の「看板」や「のぼり旗」をハイキング道等に設置。
3. イノシシの生態を踏まえた対策等の研修会を開催。
4. 地元猟友会のご協力をいただきながら、銃器やワナ等による捕獲などを行います。



イノシシなどの野生鳥獣は法律により保護されており、野生鳥獣を無免許・無許可で捕獲することは、法律により禁じられています。しかし、被害が著しい場合は、増えすぎたイノシシの数を減らすことを目的として、最終的には銃器やワナ等によって被害を防止します。

イノシシはどんな動物？

イノシシは本来、警戒心が強く臆病な動物であるため夜間に行動する動物です。雑食性でイモ類、果物、たけのこなどを好んで食べます。ミミズも食べ、地面に大きな穴を掘ることがあります。大人のイノシシは1mを超える跳躍力と50kgの持ち上げる鼻の力があるとされています。

本来は臆病な動物で人間には危害を加えませんが、興奮しているときには注意が必要です。

イノシシを見かけたら

1. あわてずに家や車に入って、安全を確保しましょう。
2. イノシシを威嚇しないようにしましょう。
3. 子どもをイノシシに近づけないようにしましょう。
4. 犬を連れていると、猟犬と勘違いして襲ってくる場合があります。イノシシが向かってきたときは犬を放すなど十分に注意してください。
5. イノシシを目撃した場合は、産業振興課まで情報をお寄せください。

・・・ **イノシシ対策の研修会にご参加ください** ・・・

次の日程で、イノシシ対策の研修会を開催します。

今回は、「とちぎ県政出前講座」を活用し、生物多様性の観点から野生鳥獣の保護を図りつつ、農林業等の被害の軽減を図るための取組等について、県職員を招いて分かりやすい説明をさせていただきます。

イノシシ被害などでお悩みの皆さん、是非、この機会にご参加ください。参加費は無料です。

- ◆ 日 時：平成25年2月3日（日）午前10時から（1時間半程度）
- ◆ 場 所：かかしの里（センターハウス）
栃木市大平町西山田1771 ☎ 0282-43-8288
- ◆ 講 師：栃木県自然環境課 自然保護担当職員
- ◆ 参加費：無 料

【お問合せ先】

栃木市大平総合支所

産業振興課 ☎ 0282(43)9212



栃木市獣害対策設備設置費補助金について

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生獣による農林業被害を受けている方が、自分の農地を守るため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置する場合に、栃木市から補助金を交付します。

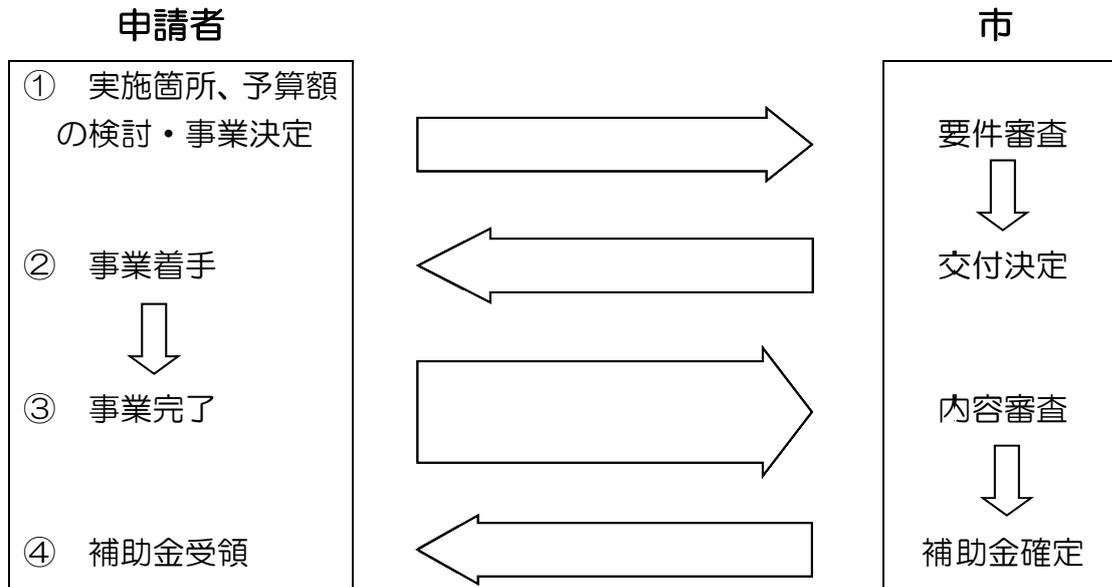
申請要件、補助金額等については以下のとおりです。

交付の対象者	①市内に住所を有する方 ②農業を営む、耕作面積が10a以上の個人の方 ③市税の滞納がない方 ④同一年度内にこの補助金を受けたことがない方		} すべてに該当する 必要があります。									
補助対象事業	これまでに、この補助金を受けていない5a以上の農地に獣害対策設備を設置する事業											
補助の対象となる獣害対策設備(侵入防止柵)	金網柵	目合が10cm以下のもの										
	ワイヤーメッシュ柵	目合が10cm以下で、ワイヤー径が4ミリ以上のもの										
	電気柵	電気用品安全法適合品であること										
	ネット	獣害専用のネットで目合いが10cm以下のもの										
対象野生獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ及びその他の野生獣(※1)											
補助対象経費	獣害対策設備及びその資材の購入に要する経費(設置手間、経費等は含まれません)											
補助金額	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)と、下記上限額のいずれか低い額が補助金額となります。 ※上限額 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>・イノシシ対策設備</td> <td style="text-align: right;">5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・シカ、サル対策設備</td> <td style="text-align: right;">10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他の野生獣対策設備(※1)</td> <td style="text-align: right;">5万円</td> </tr> </table>			{	・イノシシ対策設備	5万円		・シカ、サル対策設備	10万円		・その他の野生獣対策設備(※1)	5万円
{	・イノシシ対策設備	5万円										
	・シカ、サル対策設備	10万円										
	・その他の野生獣対策設備(※1)	5万円										
申請方法	上記要件に該当する方で補助金を希望する場合、設備を設置する20日前までに、所定の様式(※2)に事業計画、予算額等を記入し下記申請先に提出してください。 詳しくは下記問合せ先にご相談ください。											
備考	年度ごとの予算内で補助金を交付しますので、予算額を超えた場合は終了となります。											
申請先(問合せ先)	・本庁農林課農林整備担当 電話 0282(21)2557 ・大平総合支所産業振興課 電話 0282(43)9212											

(※1) その他の野生獣には「ハクビシン」等を含みます。

(※2) 所定の様式は、上記申請先に用意してあります。

1. 補助金交付申請に伴う手続きの流れ



2. 提出していただく書類

(1) 交付申請書

- ① 補助金等交付申請書 (市所定の様式)
- ② 獣害対策設備設置事業計画書 (//)
- ③ 収支予算書 (//)
- ④ 市税の完納証明書 (市税務課で発行したもの：手数料 200 円)
- ⑤ 購入する資材 (補助対象経費) の見積書
- ⑥ 位置図 (設置箇所が分かるもの：住宅地図等)
- ⑦ 共同実施農業者名簿 (共同で実施する場合に提出)

(2) 実績報告

- ① 補助事業等実績報告書 (市所定の様式)
- ② 獣害対策設備設置事業実績書 (//)
- ③ 購入した資材 (補助対象経費) の領収書
- ④ 竣工写真 (全景及び設備の構造が判別できるもの)

(3) 交付請求書

- ① 補助金等交付請求書 (市所定の様式)
- ② 補助金等交付決定通知書の写し (市から発行されたもの)

